



報道資料

平成18年 1月 6日
中国電力株式会社

六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画について

日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場は、本年2月から使用済燃料を使用したアクティブ試験を開始する計画であり、これに伴い、再処理の製品であるプルトニウムが分離されることとなります。

当社は、これらのプルトニウムの利用計画について、「六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画」として以下のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

本計画の公表は、原子力委員会が平成15年8月5日に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」において、全ての電気事業者が実施することになっているもので、平成17年10月14日に閣議決定された「原子力政策大綱」においても、「事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する」とされています。

当社は、現在、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づく事前協議を行っているところであり、今後プルサーマル計画の進展、MOX燃料加工工場が操業を始める段階など進捗に従って本計画を順次より詳細なものとしてまいります。

なお、当社は、平成17年9月末現在、国内に約0.1トン、海外に約0.7トン（仏国回収分約0.5トン、英国回収分約0.3トン）の核分裂性プルトニウム（以下「プルトニウム」という）を所有しており、海外に所有しているプルトニウムは、海外でMOX燃料に加工し利用することとしています。
（*1）

「六ヶ所再処理工場プルトニウム利用計画」

1. プルトニウム所有量

六ヶ所再処理工場では、平成17、18年度のアクティブ試験として、17年度は15トン、18年度は258トンの使用済燃料の再処理（当社はなし）が行われる計画（*2）であり、その結果当社は、17年度は約0.0トン、18年度は約0.1トンのプルトニウムを同工場に所有することになる予定です。（*3）

2. プルトニウム利用場所

島根原子力発電所2号機を計画していますが、その他に研究開発用として日本原子力研究開発機構に譲渡する場合と、電源開発株式会社大間原子力発電所に譲渡する場合があります。具体的な譲渡額については、今後決定した後公表します。

3. プルトニウム利用量

プルトニウムの利用量は、利用場所に装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウムの1年あたりに換算した年間利用目安量であり、約0.2トンです。なお、この利用量には、海外で回収されたプルトニウムの利用量が含まれる場合もあります。

4. プルトニウム利用開始時期

再処理工場に隣接して建設される予定の六ヶ所MOX燃料加工工場の竣工予定時期である平成24年度以降です。それまでの間は、プルトニウムは、六ヶ所再処理工場において、ウラン・プルトニウム混合酸化物の形態で保管管理されます。

5. プルトニウム利用に要する期間の目途

上記プルトニウム所有量を利用量で除した、約0.5年相当(*4)です。

- *1 プルトニウム量は、プルトニウム中に含まれる核分裂性プルトニウム量を記載。(小数点第2位を四捨五入。このため、表記上0.0となる場合もある。以下同じ)
- *2 日本原燃株式会社の策定した再処理計画による。
- *3 回収されたプルトニウムは、各電気事業者が六ヶ所再処理工場に搬入した使用済燃料に含まれるプルトニウムの量に応じて、各電気事業者に割り当てられることとなっている。このため、当該年度に自社分の使用済燃料の再処理を行わない各電気事業者にもプルトニウムが割り当てられるが、最終的には各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料中に含まれるプルトニウムに対応した量のプルトニウムが割り当てられることになる。
- *4 利用に要する期間の目途は、電源開発株式会社や日本原子力研究開発機構への譲渡が見込まれること、利用量には海外回収プルトニウム利用分が含まれる場合もあること等により、必ずしも実際の利用期間とは一致しない。

以上

【添付資料】六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画(平成17,18年度)

【参考】本日、電気事業連合会が発表した資料です。

添付資料

平成18年1月6日
電気事業連合会

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画（平成17,18年度）

所有者	再処理量*1		所有量*2		利用目的（軽水炉燃料として利用）*3		
	再処理予定使用済燃料重量(トンU)		予想割当プルトニウム量(トンPu) ^f *4		利用場所	利用量(年間利用目安量*5トPu ^f /年)*4	利用開始時期*6及び利用に要する期間の目途*7
	17年度	18年度	17年度	18年度			
北海道電力	—	—	0.0	0.0	泊発電所	0.2	平成24年度以降約0.5年相当
東北電力	—	—	0.0	0.1	女川原子力発電所	0.2	平成24年度以降約0.5年相当
東京電力	—	67	0.0	0.5	立地地域の皆さまからの信頼回復に努めることを基本に、東京電力の原子力発電所の3～4基	0.9～1.6	平成24年度以降約0.3～0.6年相当
中部電力	—	—	0.0	0.1	浜岡原子力発電所4号機	0.4	平成24年度以降約0.3年相当
北陸電力	—	—	0.0	0.0	志賀原子力発電所	0.1	平成24年度以降約0.2年相当
関西電力	—	130	0.0	0.4	高浜発電所3,4号機、大飯発電所1～2基	1.1～1.4	平成24年度以降約0.3～0.4年相当
中国電力	—	—	0.0	0.1	島根原子力発電所2号機	0.2	平成24年度以降約0.5年相当
四国電力	—	—	0.0	0.1	伊方発電所3号機	0.4	平成24年度以降約0.3年相当
九州電力	15	48	0.0	0.2	玄海原子力発電所3号機	0.4	平成24年度以降約0.5年相当
日本原子力発電	—	13	0.0	0.1	敦賀発電所2号機、東海第二発電所	0.5	平成24年度以降約0.2年相当
小計	15	258	0.1	1.5		4.4～5.4	
電源開発			他電力より必要量を譲受*8		大間原子力発電所	1.1	
合計	273		1.6			5.5～6.5	

今後、プルサーマル計画の進展、MOX燃料加工工場が操業を始める段階など進捗に従って順次より詳細なものとしていく。

- *1 「再処理量」は日本原燃の策定した再処理計画による。
- *2 「所有量」には平成17,18年度の六ヶ所再処理による割り当て予想プルトニウム量を記載している。なお、回収されたプルトニウムは、各電気事業者が六ヶ所再処理工場に搬入した使用済燃料に含まれる核分裂性プルトニウムの量に応じて、各電気事業者に割り当てられることとなっている。このため、平成17,18年度において自社分の使用済燃料の再処理を行わない各電気事業者にもプルトニウムが割り当てられるが、最終的には各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料中に含まれる核分裂性プルトニウムに対応した量のプルトニウムが割り当てられることになる。
- *3 軽水炉燃料として利用の他、研究開発用に日本原子力研究開発機構にプルトニウムを譲渡する。各電気事業者の具体的な譲渡量は、今後決定した後に公表する。
- *4 プルトニウム量はプルトニウム中に含まれる核分裂性プルトニウム(Puf)量を記載。(所有量は小数点第2位を四捨五入の関係で表記上0.0となる場合や合計が合わない場合がある)
- *5 「年間利用目安量」は、各電気事業者の計画しているプルサーマルにおいて、利用場所に装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウムの1年当りに換算した量を記載しており、これには海外で回収されたプルトニウムの利用量が含まれることもある。
- *6 「利用開始時期」は、再処理工場に隣接して建設される予定の六ヶ所MOX燃料加工工場の竣工予定時期である平成24年度以降としている。それまでの間はプルトニウムは六ヶ所再処理工場でウラン・プルトニウム混合酸化物の形態で保管管理される。
- *7 「利用に要する期間の目途」は、「所有量」を「利用量」で除した年数を示した。(電源開発や日本原子力研究開発機構への譲渡が見込まれること、「利用量」には海外回収プルトニウム利用分が含まれる場合もあること等により、必ずしも実際の利用期間とは一致しない)
- *8 各電気事業者の具体的な譲渡量は、今後決定した後に公表する。